

「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」

— 通学路での交通事故の未然防止に向けて —



令和7年3月

鈴鹿市 鈴鹿市教育委員会

1 プログラムの目的

平成24年4月以降に全国で登下校中の児童生徒が被害者となる交通事故が相次いで発生したことから、鈴鹿市では平成24年5月に通学路の緊急合同点検を実施しました。

その後、文部科学省、国土交通省、警察庁から通学路の安全対策についての通知を受け、平成24年8月以降、各小学校で実施した危険箇所点検結果を基に、市教育委員会、国・県・市の各道路管理者、鈴鹿警察署等による通学路の危険箇所合同点検を実施するとともに関係機関による連絡会議を定期的に行う等、通学路の危険箇所の改善が図れるよう様々な安全対策に取り組んでまいりました。

そこで、通学路の安全確保及び危険箇所の改善は、継続的に実施していくことが重要であることから、今後の鈴鹿市における関係機関等と連携協力した通学路の総合的な安全対策の基本方針を定める「鈴鹿市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の安全対策の向上を図ります。

2 鈴鹿市通学路危険箇所合同点検連絡会議

(1) 設置

鈴鹿市における通学路の総合的な安全対策を講じるため、以下の関係機関による「鈴鹿市通学路危険箇所合同点検連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）を設置します。

【市】 鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課

鈴鹿市土木部道路保全課 鈴鹿市土木部道路整備課

鈴鹿市危機管理部交通防犯課

【県】 三重県鈴鹿警察署交通第一課

三重県鈴鹿建設事務所

【国】 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所

なお、連絡会議の活動を実施するために必要に応じて、三重県交通安全対策アドバイザーや通学路を指定する鈴鹿市立小中学校の学校長、PTA 関係者、自治会関係者、行政関係者等の出席を求めることができます。

(鈴鹿市通学路危険箇所合同点検連絡会議の様子)



(2) 連絡会議の内容

- ・合同危険箇所点検実施箇所の調整等
- ・合同危険箇所点検実施のための対策案の検討
- ・合同危険箇所点検実施箇所の改善状況の確認
- ・合同危険箇所点検実施箇所の対策効果の確認
- ・合同危険箇所点検実施箇所の公表内容の確認
- ・通学路の道路状況等の情報共有
- ・その他、通学路の安全対策で必要な事項の検討等

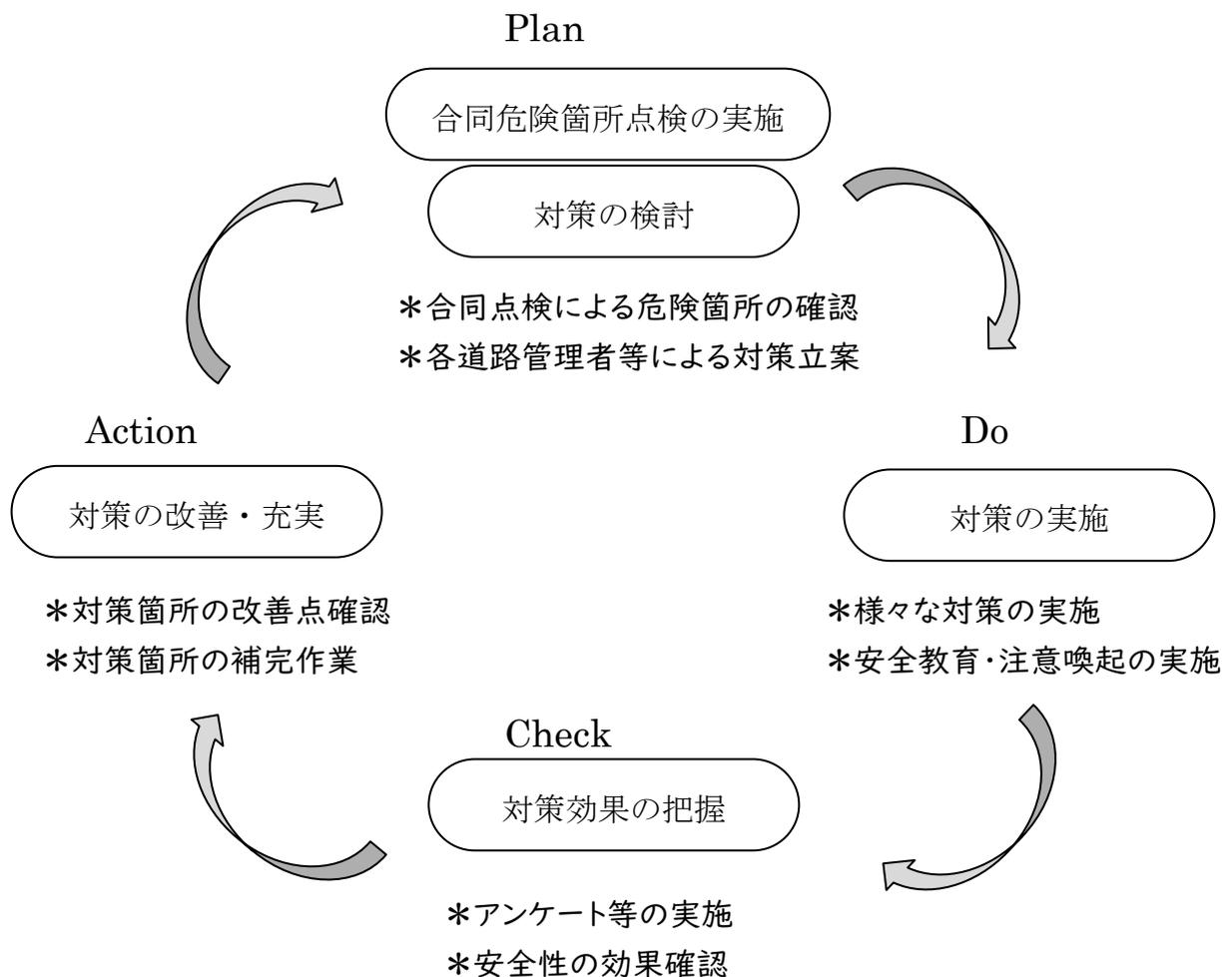
3 連絡会議の取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の合同危険箇所点検をはじめとする総合的な安全対策を継続的に実施します。

また、通学路における危険箇所の改善等を効果的に実施するとともに道路状況等の情報共有を緊密に図り、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

そのため、次のような PDCA サイクルに基づき、通学路の安全対策の改善及び充実に努めます。



(2) 対象とする通学路

連絡会議で対象とする通学路は、鈴鹿市立小中学校が指定する通学路とします。

(3) 通学路危険箇所の抽出

【学校】 毎年度1回以上定期的におこなうとともに教育委員会の要請または学校の必要に応じて通学路危険箇所点検を実施します。

通学路危険箇所点検の実施にあたっては、教職員、PTA関係者、パトロール隊関係者等と連携して実施します。

【教育委員会】 各学校から報告された通学路危険箇所点検結果及び過去の合同点検実施箇所の状況に基づき、現状の把握及び各学校長からの聞き取り等を実施し、合同危険箇所点検実施箇所の抽出を行います。

【連絡会議】 教育委員会が作成した合同危険箇所点検実施箇所の確認を行い、必要に応じて実施箇所の修正や調整等を行います。

(4) 合同危険箇所点検の実施

ア 実施時期

毎年、7月中旬までに危険箇所の抽出を終え、その後、基本的には7月中旬以降、合同危険箇所点検を実施します。

この他、文部科学省、国土交通省、警察庁からの要請、道路状況の変化、重大な交通事故の発生、大雨や積雪などの自然災害による被害状況等、必要に応じて臨時に実施する場合があります。

イ 実施体制

基本的には、鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課、三重県鈴鹿警察署交通第一課、対象となる道路の道路管理者（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市土木部道路保全課、鈴鹿市危機管理部交通防犯課、鈴鹿市土木部道路整備課）の担当で実施します。また、必要に応じて、学校長、PTA関係者、自治会関係者、行政関係者等の参加を求めて実施します。

(合同危険箇所点検実施の様子)



(5) 安全対策の実施

合同危険箇所点検実施後、対象となる道路の道路管理者（国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市土木部道路保全課、鈴鹿市土木部道路整備課、鈴鹿市危機管理部交通防犯課）及び三重県鈴鹿警察署交通第一課では、実施可能な安全対策（白線等の塗り直し、路面標示、カラー舗装、注意喚起看板等の設置、歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置など）について検討し、できる限り早期に整備されるよう取り組みます。

また、鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課では、各学校での、交通安全教育や危険箇所での交通指導、通学路の見直しなどに取り組みます。

なお、道路事情等、様々な理由により安全対策を講じることが困難な箇所については、引き続き連絡会議などで、実施可能な安全対策について検討を重ねます。

(6) 対策効果の把握

連絡会議では、合同危険箇所点検を実施した箇所で講じた対策の効果等について、次のような手法を用いて対策後の状況等の把握や確認を行います。

*児童生徒、教職員、PTA 関係者、自治会関係者、パトロール隊関係者等への聞き取りやアンケート

*教育委員会、警察、道路管理者による車両等の通行状況の確認

(7) 対策の改善及び充実

連絡会議では、対策を実施した後に、道路状況や車両の通行状況などの様々な変化が生じた場合には、必要に応じて、安全対策の改善や充実を図ります。

(8) その他

連絡会議では、通学路における交通事故の未然防止及び安全対策の向上に向けて、次の点についての情報共有を行います。

ア 道路計画及び信号機設置箇所等の情報共有

通学路に影響する鈴鹿市内での道路計画、信号機等の設置箇所や道路規制の実施等

イ 道路工事箇所の情報共有

通学路に影響する鈴鹿市内での道路工事箇所や道路工事の内容及び期間等

ウ 児童生徒の交通事故発生箇所の情報共有

通学路上で発生した児童生徒の交通事故の発生箇所等

4 合同危険箇所点検実施状況の公表

鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課では、合同点検実施箇所について、年度別に実施した路線名、箇所名または住所、通学路の状況や危険の内容、改善策を講じる実施主体を記載した一覧表と対策状況等を鈴鹿市教育委員会ウェブサイトで公表します。

(公表内容例) *鈴鹿市教育委員会ウェブサイト

https://www.city.suzuka.lg.jp/kyoiku/index.html

鈴鹿市内通学路の対策箇所一覧表(令和5年度合同点検実施分) NO.5-1

17 これまでに何らかの対策を実施した箇所(令和7年1月末時点)
0 今後、対策を実施する予定の箇所

【右東部小学校】

| NO. | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 事業主体 | 対策中 | 対策完了 |
|--|--------|-------------------|-----------------------------|----------|-----|------|
| 215 | 右東部2号線 | 石塚町1845-1716(文庫点) | 通勤時間と重なり交通量が多く危険(右東部駐在から右折) | 三重県交通安全課 | | ○ |
| 対応状況 路面表示・標識整備予定 | | | | | | |
| 【対策検討メンバー】鈴鹿市教育委員会、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市道路保全課、鈴鹿市道路整備課、鈴鹿市交通法制課、鈴鹿警察署 | | | | | | |

【一宮小学校】

| NO. | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 事業主体 | 対策中 | 対策完了 |
|--|--------|------------------|---|------|-----|------|
| 216 | 一宮12号線 | R39-宮文庫点から北へ向かう側 | グリーンベルトはあるが、ガードレール等はなく、児童の多くが自転車を自動車が通っていく。 | 鈴鹿市 | ○ | |
| 対応状況 車線分断機(ポストコーン)検討中 | | | | | | |
| 【対策検討メンバー】鈴鹿市教育委員会、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市道路保全課、鈴鹿市道路整備課、鈴鹿市交通法制課、鈴鹿警察署 | | | | | | |

【桂島小学校】

| NO. | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 事業主体 | 対策中 | 対策完了 |
|--|---------|--------------|---------------------|------|-----|------|
| 217 | 桂島上野路側線 | 桂島町11(桂島山公園) | ガードパイプ等で歩行者の保護をほしい。 | 三重県 | | ○ |
| 対応状況 交差点四角にガードパイプを設置 | | | | | | |
| 【対策検討メンバー】鈴鹿市教育委員会、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市道路保全課、鈴鹿市道路整備課、鈴鹿市交通法制課、鈴鹿警察署 | | | | | | |

【桂島小学校】

| NO. | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 事業主体 | 対策中 | 対策完了 |
|--|------|-------------------|--|------|-----|------|
| 218 | 寺家山線 | 桂島小学校南はるか東側山18-25 | 歩道はあるが、ガードレールが設置されていない。通勤時間は交通量が多く大変危険 | 鈴鹿市 | | ○ |
| 対応状況 防護柵設置自費であったため、路面表示の相違を検討中 | | | | | | |
| 【対策検討メンバー】鈴鹿市教育委員会、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市道路保全課、鈴鹿市道路整備課、鈴鹿市交通法制課、鈴鹿警察署 | | | | | | |

【河曲小学校】

| NO. | 路線名 | 箇所名・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 事業主体 | 対策中 | 対策完了 |
|--|-----------|---------|-------------------------|------|-----|------|
| 219 | 湯涌四日市幹線状線 | 本田橋筋の歩道 | 歩行者と自転車とが混在することが多発している。 | 三重県 | | ○ |
| 対応状況 歩道の外側にグリーンベルトを設置 | | | | | | |
| 【対策検討メンバー】鈴鹿市教育委員会、三重県鈴鹿建設事務所、鈴鹿市道路保全課、鈴鹿市道路整備課、鈴鹿市交通法制課、鈴鹿警察署 | | | | | | |



5 基本的な年間活動計画

| 月 | 主な取組等 |
|----|--|
| 4 | |
| 5 | 連絡会議 ・年間方針等の確認 ・現状等の情報共有 |
| 6 | 小学校危険箇所点検 |
| 7 | 中学校危険箇所点検 連絡会議 ・合同危険箇所点検実施箇所の確認 ・現状等の情報共有 |
| 8 | 合同危険箇所点検 |
| 9 | |
| 10 | |
| 11 | 連絡会議 ・合同危険箇所点検実施箇所の対策案検討等 ・現状等の情報共有 ・公表資料の確認等 |
| 12 | |
| 1 | |
| 2 | 連絡会議 ・現状等の情報共有 |
| 3 | |

6 主な改善状況

(1) 歩道整備



(2) ラバーポールの設置



(3) 横断歩道の移設



(4) 防護柵 (ガードパイプ) の設置



(5) 路面標示(区画線・グリーン帯)の設置

ア



イ



ウ

